

定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定により、令和8年度定期監査（財務監査）を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和8年8月7日

千歳市監査委員 磯 部 進 一

千歳市監査委員 山 崎 昌 則

令和8年度定期監査（第1回財務監査）報告書

I 公営企業に係る財務事務について

1 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による財務監査（定期監査）

(2) 監査の対象及び実施内容

次の部局に対し、令和7年度における財務に関する事務の執行が関係法令、条例、規則等に基づき適正かつ効率的に行われているかについて、関係書類の確認、照合等を行うとともに関係職員から説明を聴取するなど、千歳市監査基準に準拠して実施した。

部局	課
水道局	総務課、経営企画課、水道サービス課、水道整備課、下水道整備課

(3) 監査の着眼点

- ア 企業の経済性を発揮するとともに公共の福祉を増進するように運営されているか。
- イ 予算の執行は適正な権限者が行いその手続は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するもの、適時適切に行われていないものはないか。
- エ 調定簿等関係書類は作成、整備されているか。
- オ 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- カ 滞納整理手続や不納欠損処理は適正に行われているか。
- キ 随意契約による場合は原則として2人以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1人の者から見積書を徴する時は、その理由は適切か。
- ク 契約関係書類は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適切か。
- ケ 補助金に係る実績報告等の確認は適正に行われているか。また、補助対象外経費に充当されているものはないか。
- コ 物品の管理等は適正に行われているか。

(4) 監査の実施場所及び日程

場所：監査事務局

日程：令和8年6月2日から8月6日まで

(5) 監査を実施した委員

監査委員 磯 部 進 一

監査委員 山 崎 昌 則

2 監査の結果

監査は試査によるものであり、前項の記載事項のとおり監査した限り、重要な点において

は、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。項目別監査結果は、以下に記載のとおりであり、適正に執行されていない事例が一部見受けられた。なお、軽易なものについては、監査の過程において口頭で指導を行っているので本報告では省略するが、今後とも適正かつ効率的な事務の執行に努められるよう望むものである。

(1) 水道局

ア 収入事務

- ・ 指摘事項なし

イ 支出事務

- ・ 概算払の旅費に係る精算書において、千歳市職員等の旅費に関する条例施行規則に規定されている期日までに精算を行っていないものがあった。【水道整備課】

ウ 補助金交付事務

- ・ 該当なし

エ 契約事務

- ・ 業務委託の契約において、仕様書に規定されている業務担当者の資格証明書等が受注者から提出されていないものがあった。【下水道整備課】

オ 財産管理事務

- ・ 指摘事項なし

Ⅱ 資金前渡職員に関する出納事務について（令和８年４月～６月）

１ 監査の概要

（１） 監査の種類

地方自治法第１９９条第４項の規定による財務監査（資金前渡職員の出納事務）

（２） 監査の対象及び実施内容

別紙記載の資金前渡職員が取り扱った経費（一時限りの資金前渡を除く。）に関する出納事務の執行状況（令和８年４月から６月までの取扱分）について、保管現金の実査及び現金出納簿との照合、支出証拠書類の確認を行うなど、千歳市監査基準に準拠して実施した。

（３） 監査の着眼点

ア 保管現金と現金出納簿の金額は一致しているか。

イ 領収書等の支出証拠書類の記載に不備はないか。

ウ 支出荷は遅滞なく適宜適切に処理されているか。

エ 領収書等の支出証拠書類、支出荷、現金出納簿の記載内容に不整合はないか。

オ 違法又は不当な支出その他不適当と認められる支出はないか。

（４） 監査の実施場所及び日程

場所：監査事務局

日程：令和８年７月２４日

（５） 監査を実施した委員

監査委員 磯 部 進 一

監査委員 山 崎 昌 則

２ 監査の結果

監査は精査によるものであり、前項の記載事項のとおり監査した限りにおいて、出納事務の執行状況は別紙のとおりであり、計数はいずれも正確であると認められた。

令和8年4月から6月までの資金前渡職員の取扱いに係る出納事務一覧表

資 金 前 渡 職 員	取 扱 事 務	3月末残高	受 入 額	支 出 額	戻 入 額	残 額	監 査 の 結 果
企画部秘書課長 井戸川 邦彦	市長交際費	82,760	400,000	240,042	82,760	159,958	出納は適正であると認められた
総務部総務課長 黒田 尚樹	功労者祭し料	200,000	200,000	0	200,000	200,000	出納は適正であると認められた
保健福祉部福祉課長 倉田 斉	貧困者等救助金	32,500	30,000	7,000	32,500	23,000	出納は適正であると認められた
消防本部総務課長 鶴田 貴光	消防長交際費	0	50,000	34,000	0	16,000	出納は適正であると認められた
議会事務局 次長兼総務課長 中村 康文	議長交際費	0	300,000	47,000	0	253,000	出納は適正であると認められた
選挙管理委員会事務局 選挙課長 増井 純一	委員長交際費	0	20,000	0	0	20,000	出納は適正であると認められた
農業委員会事務局 管理課長 上田 創一	会長交際費	0	35,000	0	0	35,000	出納は適正であると認められた
教育委員会教育部 企画総務課長 巽 豊	教育長交際費	50,390	200,000	47,000	50,390	153,000	出納は適正であると認められた